

民権力の名による恐怖政治を除去し、自由と平等との調和・均衡を計ろうとするものではないか、と私は思う(『ラディカル・デモクラシー』「思想」一九九六年九月号―参照)。しかし、シャントル・ムフが、「われわれのラディカル・デモクラシー理解では、民主主義の最終的実現は不可能である。それが肯定するのは、平等の原理と自由の原理とのあいだの解きがたい緊張関係が、現代民主主義を構成している不確定性と非決定権とを維持する条件になっている、ということなのである」(同上、七二頁)と述べているように、それはあくまで近代の矛盾的構造の中での試みといえよう。

(23) 例えば、イアン・バッジ『直接民主政の挑戦』(杉田敦・上田道明・

大西弘子・松田哲訳)(新曜社、二〇〇年)参照。現代の巨大化した国家社会において、古代アテネ都市国家の如き全員参加はそもそも不可能とする議論に対して、今日の発達した技術的進歩としての電子的コミュニケーションがそれを可能にすると説く。しかしそれも政党無媒介的直接民主制を批判し、あくまで政党を媒介にし近代の議会制度を大前提とする間接民主制の枠の中のことと云う。尚、Ian Budge, *Direct Democracy: Setting Appropriate Terms of Debate* (D. Held ed., *Prospects for Democracy*, Polity Press, 1993, pp.136 ~ 155) Cf.

- (210) *ibid.*, p. 193. 邦訳、同二六九頁。
- (211) デヴィッド・ヘルド、前掲書、二六一―二七頁。
- (212) 同、二七―二八頁。
- (213) Jhon Dunn (ed.), *Democracy — The Unfinished Journey 508 BC To AD 1993* (Oxford U. P. 1992), p. 241.
- (214) *ibid.*, p. vi. ショーン・ダンは本書で、近代の立憲国家の代表民主制がいかに古代デモクラシーの自律から遠くはなれ、うわべだけで空洞化しているか、を口を極めて嘆いている。
- (215) マクファアソン、前掲書、三二頁。
- (216) (217) デヴィッド・ヘルド、前掲書、三二頁。
- (217) 拙著『近代自然法国家理論の系譜』(論創社、一九八六年) 一三一―四頁。
- (218) この二つの自由の主として歴史的・連関については、G. H. セイバイン(柴田平三郎訳『デモクラシーの二つの伝統』(未來社、「社会科学学ゼミナール 62」一九七七年)参照。尚、マクファアソン、前掲書、二頁も。
- (219) E. M. Woods, *op. cit.*, p. 213. 邦訳、前掲書、二九五頁。
- (220) (221) *ibid.*, pp. 214 ~ 215. 邦訳、一九八―一九九頁。
- (222) *ibid.*, p. 214.
- (223) Jhon Dunn, *op. cit.*, p. 248.
- (224) ジャン・ブロンデル「民主政治と立憲政治」(前掲註(四)の猪口他『現代民主主義の変容』六七一―六八頁。
- (225) 同、六五頁。
- (226) 樋口陽一、前掲書、二九〇頁。
- (227) 拙稿「国家と市民社会の現代理論(1)」(東経大学会誌二四五号、二〇三頁)。(この「代表」の矛盾的性格を私は丸山眞男氏の何かの文章で読んだ記憶が残っているが、想い出せないでいる。どなたかの教示

を仰ぎたい。

- (228) 「普通選挙権は、支配階級のどの成員が議会で人民のにせ代表となる [Misrepresent] べきかを、三年ないし六年に一度決める」とのマルクスの言葉(マルクス「フランスにおける内乱」一八七一年)も、おそらくこのことを云っているであろう(前掲、拙著「マルクス国家論入門」一四五頁)。
- (229) 拙著、前掲、一三八頁。
- (230) 同、一四四頁。
- (231) 「アリストテレスが第二節で指摘している諸制度は、古代民主政の眞にラディカルな性格をさらに明らかにしている。マルクスとエンゲルスがこの特質をインスピレーションのよりどころとしたのも驚くべきことではない。彼らの妥当な民主的体制のモデルは一八七一年のパリ・コミューンであるが、その構図には、極めて多くの点でアテネと共通の特徴が認められる」(デヴィッド・ヘルド、前掲、『民主制の諸類型』三〇頁)。
- (232) 古代アテネの直接民主制には、この自己止揚性が欠如していた。現代から未来にかけての直接民主制においても、この決定的本質的理性を失えば、それは、容易に人民の支配、人民の政治という名の権力主義、国家主義、スターリニズムに転落してしまうにちがいない。権力からの自由を主とするロック的自由主義に対する、権力への自由を主とするルソー的民主主義は、しばしば「自由への強制」の恐怖政治をも伴う。ルソーはそれによって人々を公的な市民にまで高めようとしたのだが、そこに、国家の自己止揚の論理と倫理は無かった。だからそれによっては近代は超えられぬ。いま、ラディカル・デモクラシー、根原的民主主義論が唱えられている。ロック的自由主義とルソー的民主主義双方の欠陥を除き、長所のみを維持・存続せしめ、前者からは弱肉強食の放恣を、後者からは人

- (153) 同、五〇二頁。  
 (154) 同、五〇三頁。  
 (155) 同、五三三頁。  
 (156) 同、五三三頁。  
 (157) 同、五三四頁。  
 (158) 同、四四八―四四九頁。  
 (159) (160) (161) 同、五〇六頁。  
 (162) (163) 同、四四九頁。  
 (164) 同、〔下巻〕七八一頁。  
 (165) 同、〔中巻〕五〇八頁。  
 (166) 同、四六二頁の(註)<sup>(18)</sup>  
 (167) (168) 同、四六三頁。  
 (169) シュムペーター、ハンチントン、リップセット、フクヤマらの理論について捧はこう叙述している。傾聴。「『エリート理論』と普通呼ばれるこの理論は、民主主義が機能し存続できるのは、職業政治家と官僚の事実上の寡頭政治のもとでのみであると主張する。民衆参加は時折の選挙に限られなければならない。つまり、民衆が政治的に無関心であるのはよいことであり、社会の健全さの印であるというのである」(捧堅三一『民主化と民主主義論の地平』季報「唯物論研究」2016冬、第五九号、七一一―七二頁)。  
 (170) 樋口陽一、前掲書、一六一頁。  
 (171) 「シュムペーターの『競争型エリート』は、……反自由主義的で民主主義的な展望とはそれほど遠い距離にはない」(デヴィッド・ヘルド、前掲書、二四五頁)。  
 (172) シュムペーター、前掲書、五三二頁。  
 (173) シュムペーター、上掲書〔上巻〕一一頁の訳者解説  
 (174) (175) シュムペーター、前掲書〔中巻〕四八七頁。  
 (176) 同、四八八頁。  
 (177) 同、四八八頁。  
 (178) (179) (180) (181) 同、四九〇頁。  
 (182) 同、四九一頁。  
 (183) (184) (185) 同、四九五頁。  
 (186) (187) 同、四七九頁。  
 (188) C. B. マクファーソン(田口富久治訳)『自由民主主義は生き残れるか』(岩波書店、一九七八年)一四五頁。  
 (189) シュムペーター、前掲書、四八九頁。  
 (190) (191) ロベルト・ミヘルス(広瀬英彦訳)『政党政治の社会学』(ダイヤモンド社、一九七五年)四四四頁。  
 (192) (193) 同、四四八頁。  
 (194) 同、三一四頁。  
 (195) 同、四四八頁。  
 (196) 同、四四九頁。  
 (197) 同、四四九―四五〇頁。  
 (198) 同、四五〇頁。  
 (199) (200) (201) 同、四五二頁。  
 (202) 同、四五二―四五三頁。  
 (203) 同、四四四頁。  
 (204) 大熊信行『日本の虚妄』(潮出版社、一九七〇年)五三頁。  
 (205) 同、二五〇頁。  
 (206) 丸山眞男集第八卷(岩波書店、一九九六年)八八頁。  
 (207) 同、第九巻、一七三頁。  
 (208) 同、第十六巻、三四頁。  
 (209) Ellen Meiksins Woods, Democracy against Capitalism (Cambridge U. P. 1995) pp. 192-193. 邦訳「エレン・メイクシンス・ウッド(石堂清倫監訳 森川辰文訳)『民主主義対資本主義』(論創社、一九九九年)二六八頁。

もどづいて組織されていた。つまりマッカーサーの指令は軍事的な官僚制に基づいたものであり、民主主義的なチェック・アンド・バランスの原理ともっとも相容れないものであった。」(ダワー『敗北を抱きしめて』上、岩波書店、二〇〇一年、二七四頁)。そしてその民主化、非軍事化政策に則り、一九四六年に公布、翌四七年に施行された日本国憲法第九条は、早くもわずか三年後の一九五〇年の朝鮮戦争を機に、マッカーサーによる日本の軍隊(警察予備隊という名の)創設の命令により、アツという間に反古にされてしまったのである。根絶の政策なるものがいかに目くらましの便宜主義的なものであったかに注意すべきである。

- (111) 同、上、五八頁。
- (112) 同、一四〇頁。
- (113) 同、一六〇頁。
- (114) C.W.ミルズ(鶴飼信成 綿貫讓治 訳)『パワー・エリート』(東大出版会、一九九六年)下、二二三頁。
- (115) 同、一頁。
- (116) 同、二四頁。
- (117)
- (118) アンソニー・ギデンズ、前掲『社会学』三六四頁。同じ疑問はギデンズの次の箇所にも示されている。前掲『国民国家と暴力』二八五—二八六頁。
- (119) (120) (121) ギデンズ『社会学』三六四—三六五頁。
- (122) **第三項 国家と民主主義**  
Graeme Gill, *The Dynamics of Democratization* (Macmillan Press Ltd. 2000) pp. 6~7, pp. 241~242cf.
- (123) 「丸山眞男講義録(第二册) 日本政治思想史一九四九」(東大出版、一九九九年)二九頁より。クロード・ダヴィド(長谷川公昭訳)『ヒトラーとナチズム』(白水社、文庫クセジュ。一九九六年)八三頁。

- (124) Norberto Bobbio, *The Future of Democracy* (University of Minnesota Press, 1987) における Richard Bellamy の Introduction, p. 1. デヴィッド・ヘルド、前掲『民主政の諸類型』一一頁。
- (125) 猪口孝+エドワード・シューマン+ジョン・キーン編『現代民主主義の変容』(有斐閣、一九九八年)二頁。
- (126) デヴィッド・ヘルド、前掲、一一頁。
- (127) S.P.ハンチントン(坪郷・中通・藪野 訳)『第三の波 二〇世紀後半の民主化』(三嶺書房、一九九五年)六一七頁。
- (128) (129) シュムペーター(中山伊知郎/東畑精一訳)『資本主義・社会主義・民主主義』(中巻)(東洋経済新報社、一九九二年)五四四頁。
- (130) 同、五五二頁。
- (131) (132) 同、五五五頁。
- (133) (134) (135) 同、五五二頁。
- (136) 同、五四五頁。
- (137) 同、五五二頁。
- (138) (139) 同、五五三頁。
- (140) 同、五五四頁。
- (141) 同、五五五頁。
- (142) (143) (144) (145) 同、五五三頁。
- (146) 樋口陽一『近代立憲主義と近代国家』(勁草書房、一九七三年)一六一頁。
- (147) シュムペーター、前掲書、五五四頁。
- (148) 同、五五〇—五五一頁。
- (149) 同、四七〇頁。
- (150) 同、五〇二頁。
- (151) 同、五〇三頁。
- (152) 同、五〇六頁。

十分に評価されるが、そこには市民社会論が欠けている。それでも国家と暴力の関係は論じ得るではあるが、国家と近代民主主義との関係についてはどうか。社会契約論とくにロックのそれを批判してホッブズの側に立ちつつも、ホッブズの社会契約説をも排する立場をとり、「アンチ国家の言説」を退けるそれは、国家バイアスのアプローチ度の強いものと云うべきであろうか。まだはつきりとはわからない。今後注目したい。

- (92) 同、一四頁。  
 (93) 同、一五頁。  
 (94) 同、一五一―一六頁。  
 (95) 同、一六頁。牧野雅彦「ウェーバーの政治理論」(年報政治学二〇〇二、岩波書店)一五一―一六頁。  
 (96) 同、一五頁。  
 (97) C. ダグラス・ラミス、前掲書、一六六頁。  
 (98) Andreas Auer, Max Webers Theorie des modernen Staats (1995), ss. 231 ~ 232.  
 (99) *ibid.*, s. 5. Chris Thornhill, Political Theory in Modern Germany (Polity Press, 2000), p. 25. 邦訳、クリス・ソーンヒル(安世舟・永井健晴・安章浩訳)『現代ドイツの政治思想家』(岩波書店、二〇〇四年)四〇頁。  
 (100) Chris Thornhill, *ibid.*, p. 42. 邦訳、前掲書、六八頁。  
 (101) デヴィッド・ヘルド(中谷義和訳)『民主政の諸類型』(お茶の水書房、一九九八年)二〇〇頁。  
 (102) マックス・ウェーバー、前掲「職業としての政治」九六頁。  
 (103) 同、九九頁。  
 (104) Chris Thornhill, *ibid.*, p. 52. 邦訳、前掲書、八四頁。  
 (105) (106) S. P. ハンチントン、前掲書上、八〇頁。

(108) 同、八四頁。ただし訳者の市川良一氏は、subjective civilian controlを主體的シビリアン・コントロール、objective civilian controlを客體的シビリアン・コントロールと訳されているが、私はこれらを主観的シビリアン・コントロールおよび客観的シビリアン・コントロールと訳す。

(109) 同、一五二頁。  
 (110) 同、下、三―四頁。ハンチントンは次のように云っている。いささか長いが、日本に関することなので、煩をいとわず引用しておく。「第二次世界大戦における日本の敗北にともない、アメリカの『根絶の政策』は、陸海空軍の保有を禁じ、国策の手段として戦争に訴えることを放棄するという日本国憲法の中に最も極端な形で具体化された。しかし、朝鮮戦争における日本の安全に対する潜在的脅威が、自衛隊という実質的な軍事力の発展をもたらした。そして現在では、憲法は自衛権をも禁ずるものではないということ、合法性の根拠として、自衛隊は維持されている。しかしながら、これらの軍事力はなお依然として非常に小規模であり、日本の安全は事実上アメリカの保障と日米安全保障条約に依存している。……東アジアにおける安定と安全は、自衛隊の一層の増強を要求することになるであろう。そして、日本にとつての問題は、戦前の武人的軍国主義のパターンに復帰することなく、いかにして戦後の根絶の政策から脱却するかということである。日本は実質的な軍事力の存在と効果的なシビリアン・コントロールの維持とをいかにして和解させるかという問題を通じて通ることではできないのである」。因みに、日本にこの根絶の政策を実施し、戦後日本の民主化を上から外からリードしたマッカーサーのGHQについて、その恐るべき非民主主義的軍事官僚制をジョン・ダワーは次のように指摘している。「日本人が直面した占領軍の行政組織は、考えられるかぎりもつとも厳格な階層制に

『国民国家と暴力』（而立書房、一九九九年）一〇頁。

(70) S.P.ハンチントン（市川良一訳）『軍人と国家』上（原書房、一九七八年）一七頁。

(71) 同、六五頁。

(72) 同、六三頁。

(73) 同、二二四頁。

(74) 同、二二四頁。

(75) 同、二二七頁。

(76) 同、二二七頁。

(77) 同、二四七頁。

(78) 同、二五〇頁。

(79) 同、六三頁。

(80) 同、二五二頁。

(81) 同、二五三頁。

(82) 同、二五三頁。

(83) S.P.ハンチントン（市川良一訳）『軍人と国家』下（原書房、一九七九年）一九〇頁。

(84) 同、二六一頁。

(85) 同、一九〇頁。

(86) ブルーノ・テレ（神田・中原・宇仁・須田訳）『租税国家のレギュラシオン—政治的秩序における経済体制—』（世界書院、二〇〇一年）一四七頁。尚ノルベルト・エリアスはポーランド生れの社会学者。

(87) 奥村隆『エリアス・暴力への問い』（勁草書房、二〇〇一年）参照。

(88) 拙著『マルクス国家論入門』（現代評論社、一九七三年）二八三頁。

本書は、マルクス自身の国家論のエッセンスを、主に国家と市民社会との関係から把握することに主眼があった。ということとは、同時に直ちに、それまで長く長く、マルクス主義国家論の疑うべからざる神聖なバイブルとされ、私自身もそこからマルクス主義政治学の研究を開始したレーニンの「国家と革命」を根底から批判することに通じていた。レーニンの国家論がマルクスのではなくエンゲルス

直系のものをたることを明らかにしたと思う。当時はまだまだ多くの人達が多かれ少なかれレーニン「国家と革命」を信奉していたようだ。尚、加藤哲郎『東欧革命と社会主義』（花伝社、一九九〇年）も参照。

(90) C. ダグラス・ラミス『憲法と戦争』（晶文社、二〇〇一年）一六四—一六五頁。

(91) マックス・ウェーバー（西島芳二訳）『職業としての政治』（岩波文庫）二二—三頁。ここでウェーバーは、レーニンほど直截ではないにしても、トロツキーの「すべての国家は暴力の上に築き上げられている」という言葉を「正しいのです」と断定して、やはり国家暴力説を執っている。ただそれがレーニンと異なるのは、本文にも述べたように、レーニンの国家暴力はあくまで搾取・支配のための二次的手段であったのに対し、ウェーバーの国家暴力はその国家バリエーションから決して単なる二次的存在ではなかったこと、更にその暴力は正当な暴力であるとされている点がレーニンと異なる。この正当性の理解に関しては必ずしも一定せず、諸説が可能であるが、私は被支配の側の内面的服従にその根拠を見るのは本文に述べた通りである。服従よりは、支配する側、国家の立場に立つて、その暴力を排他的に独占する国家の主権性の観点から正当性を理解する把握もある（萱野稔人『国家とはなにか』以文社、二〇〇五年、一三頁、一八頁他）。因に、萱野は国家における暴力の問題に「過剰といえるほど固執」して論じているのは注目すべきである。ただ、マックス・ウェーバーの国家暴力説に基本的に依拠し、権力と暴力との関係にも目くばりしつつも、権力とくに国家の暴力性を大きくクローズ・アップし、ヒューム流の実力説、征服説に近く、いわば暴力史観、暴力国家論となっているように思われる。国家と資本主義の関係にも言及し、両者の独自性と相互依存性に触れているのは

- (61) 二七九頁。  
ハンナ・アレント(志水速雄訳)『人間の条件』(ちくま学芸文庫、二〇〇三年)三三二―三三三頁。
- (62) この鈎括弧を外し、その前の「ヘルマン・ヘラーも云っている」も削除して下さい。次のヘラーの文章参照。ヘルマン・ヘラー(大野達司・住吉雅美・山崎充彦訳)『主権論』。「とりわけヘネルの次のような主張、すなわち国家は、その諸機関を度外視すれば『いかなる現実性もたず、たんに私たちが、私たちの思考と言葉を簡略化するために、ある一定の文脈においてつくりあげる一面的な抽象にすぎない』という主張を強調しておくべきだろう。より慎重に定式化されてはいるが、トリーベルも原則的に同じ考えである。つまり、諸機関が国家である。機関なしに国家は『無』である。国家は『擬制ではないが、つねに抽象である。国家とはいつでも、数多くの人々から成り立つ人間共同体の、頭の中の統一性にすぎない』。定式——抽象は擬制ではない。これはゲオルク・イエリネクに由来する。……イエリネクによっても機関は、『意欲する国家そのものである。……機関を考えなければ、国家の観念それ自体も消滅してしまうだろう』(風行社、二〇〇二年)四八頁。
- (63) 私はこの「機関」を政府と考える。ヘラーは次のようにも言っている。「国家による決定の普遍性は、当然のことながら潜在的な普遍性にすぎず、現実的な普遍性ではない」(同上、九〇頁)。
- (64) ニコロ・マキアヴェリ(黒田正利訳)『君主論』(岩波文庫)一八二―一八三頁。
- (65) 同、一七七―一七八頁。
- (66) インドネシアのスハルト大統領の補佐官として当時政治工作に辣腕を振るったアリ・ムルトボの発言(『朝日新聞』一九九九年一月二十六日号での京都大教授白石隆氏の特別寄稿より)。また次の文章も参照。「統治する権力者側と被統治者を分断する相互軽蔑が現代政治のあらゆる面の底にある態度であり、腐敗の兆候であるとともにこの退廃を一層積極的に進める仕掛人でもある。ワシントンの多くの非公式の場ではアリゲザンダー・ハミルトン(二七五七―一八〇四)の嘲笑的な言葉―『人民だと！ 人民なんて大きな野獣だ』―は有効な金言になってしまっている。公職にあつて生き残るには、この『野獣』の群れを無害な方向にまとめたり、理解できない重大な問題からそらせたりするための政治戦略が必要である」(ウィリアム・グレイター、中島健訳『アメリカ民主主義の裏切り―誰が民衆に語るのか』(青土社、一九九四年)一七一―一八頁。先進国アメリカだろうが、アジアのインドネシアであろうが、権力の側からすれば、人民はライオンのような野獣であり、これに対する政治戦略の中で、暴力と謀略の占める役割は当然大きくなる。
- (67) アンソニー・ギデンズ(松尾・成富・西岡・藤中・小幡・叶堂・立松・松川・内田共訳)『社会学』(而立書房、一九九四年)三五四頁。
- (68) C. ダグラス・ラミス『憲法と戦争』(晶文社、二〇〇一年)四〇頁。
- (69) 同、一六八―一六九頁。
- (70) アンソニー・ギデンズ、前掲書、三五五頁、そしてギデンズが次のように云つて人々の注意を促しているのに注目しなければならない。「この論考で、私はまた、伝統的な国家や近代国家の運営過程で軍事力がはたす役割をおおいに強調している。誰が暴力手段を管理するのか、その管理がどの程度まで徹底しているのか、そして何の目的のために暴力手段を配置するのかは、『軍隊』を保有するすべての社会において明らかに重要な問題である。とはいえ、監視と暴力手段の管理は、一九世紀においても今日においても、マルクス主義を含む社会学論の最も有力な学派がほとんど視野に入れてこなかった現象である(傍点―柴田)。(アンソニー・ギデンズ(松尾・小幡訳)

- (22) B. ジェソップ (田口富久治〔監訳〕『ブーランザスを読む』(合同出版、一九八七年) 四頁。
- (23) 同、五頁。
- (24) 同、五頁。
- (25) N. Bobbio, *Democracy and Dictatorship* (Polity Press, 1989), p. vii. ただしこの部分は Jhon Keane, *Introduction: Democracy and the Decline of the Left* からの引用。
- (26) 坂本義和『国際政治と保守思想』(岩波書店、二〇〇四年) 五七頁からの引用。
- (27) 拙著『近代自然法国家理論の系譜』(論創社、一九八六年) 七〇頁。
- (28) 同、六九頁。
- (29) 同、六三頁。
- (30) 同、六五頁。
- (31) 同、七九―八一頁にかけての〔註〕(29)を是非参照されたし。
- (32) 同、一〇頁。
- (33) 坂本義和、前掲書、七八頁より引用。
- (34) 同、七七頁より引用。
- (35) 同、七九頁より引用。
- (36) 拙著『ヘーゲルの国家理論』(日本評論社、一九八六年) 二〇二頁。
- (37) 同、二〇五頁。
- (38) マックス・ウェーバー(西島芳二訳)『職業としての政治』(岩波文庫) 一三頁。
- (39) 丸山眞男集第三卷(岩波書店、一九九五年) 一九七頁。
- (40) アンドルー・ヴェインセント(森本哲夫監訳/岡部悟朗訳)『国家の諸理論』(昭和堂、一九九一年) 三三三頁。
- (41) 同、三四頁。
- (42) 同、三三頁。
- (43) 同、三三頁。
- (44) カール・シュミット(大久保和郎訳)『政治的ロマン主義』(みすず書房、一九七一年) 一三三頁。
- (45) 坂本義和、前掲書、七九頁より引用。尚これに関して八木秀次『反「人権」宣言』(ちくま新書、二〇〇四年) 五九頁。ただし坂本の方はバークと同じではない。
- (47) S.E. Finer, *The History of Government from the Earliest Time*, Vol. I *Ancient Monarchies and Empires* (Oxford U.P. 1997) p. 3.
- (48) 中曾根康弘『二十一世紀日本の国家戦略』(PHP研究所、二〇〇年) 一六五頁。
- (49) 同、一五三頁。
- (50) 佐伯啓思、朝日新聞一九九七年八月一三日号。佐伯には多数の国家・人権・市民等に関する類書があるが、代表的なものとして『国家についての考察』(飛鳥新社、二〇〇一年)をあげておく。
- (51) (53) (54) (55) 大熊信行『国家悪―人類に未来はあるか』(論創社、一九八一年) 四八頁。既に早く一九五七年に中央公論社から出版、一九六九年に潮出版社、次いで一九八一年に論創社から新装再版された本書は、戦後日本人の手になるものの中の白眉と私は確信している。乞熟読。尚上記、潮出版社および論創社版における鶴見和子の「解説」、拙稿「大熊信行と国民主義」(講談社発行「日本」一九六五年二月号) および松本三之介「大熊信行における国家の問題―『国家科学』から『国家悪』まで」(「思想」一九九四年三月号)を参照。
- 第二項 国家と暴力
- (56) 拙著『近代自然法国家理論の系譜』(論創社、一九八六年) 二六頁。
- (57) (58) 同、五四頁。
- (59) John Hoffman, *Beyond the State* (Polity Press, 1995) pp. 3 ~ 4, p. 7.
- (60) かつて私はこれを「ラスウェルⅡ丸山説」と名付けたが、詳しくは拙著『マルクス主義政治学序説』(三一書房、一九六四年) 二七六―



民大衆は、自分たちを抑圧する組織された権力に代って、彼ら自身の権力を形成する」<sup>(29)</sup>「コミュニケーションは、共和制に、眞に民主主義的な諸制度の基礎をあたえた」と。まさに大衆の自己統治、自律、自己権力だ。<sup>(30)</sup>しかもこの民主主義国家は、いつまでも長く存続すべきものではなく、それはいわば半国家であって、すでにその萌芽形成段階において、国家としての己れ自身の自己止揚、自己否定という、人類史上未曾有にして前人未だの全く新たな極度に困難な課題を、自らの本質的契機として内に深く臆していねばならぬ Solien 当為を持つ。<sup>(31)</sup>しかしその詳細は、予定している別の『国家止揚論』を待つて頂きたい。通常云われている直接民主制とは、上述の直接民主制の自律ではなく、いわば間接民主制の自律とでもいってよく、直接民主主義ならざる直接民主主義である。レファレンダム referendum (国民投票)、プレビシット plebiscite (人民投票)、イニシヤチヴ initiative (人民発案)等は、代議制デモクラシー、政党政治体制を大前提に、間接民主制下の決定、政策のあり様を補綴し、自律という名の他律という性格は堅持しつつ、問題によりそこに人民の自律と参加という直接民主主義的要素をも加味しようとするものである。<sup>(32)</sup>

〔註〕

序節 アプローチの方法

- (1) Martin Shaw, *Theory of the Global State* (Cambridge U. P., 2002)  
p. 195. ちなみに、私の「国家と市民社会」・「国家の解剖」・「国家の揚棄」の三部作については差し当り、拙稿「国家と市民社会を超え

- よう！」〔情況〕二〇〇一年七月号、一二〇頁) 参照。
- (2) John Keane (ed.), *Civil Society and the State* (London: Verso, 1988) p. 1.
- (3) *ibid.*, p. 1.
- (4) *ibid.*, p. 13.
- (5) *ibid.*, p. 1.
- (6) デヴィッド・ヘルド (中谷義和訳) 『民主政の諸類型』(お茶の水書房、一九九八年) 四二二頁の註(7)。
- (7) Kenneth Dyson, *The state tradition in Western Europe*, p. 242.
- (8) J. A. ホール・G. J. アイケンベリー (星野智・斉藤俊明訳) 『国家』(昭和堂、一九九六年) 七頁。
- (9) R. R. Alford/R. Friedland, *Powers of Theory — Capitalism, the state, and democracy* — (Cambridge U. P., 1985), p. 3.
- (10) *ibid.*, p. viii.
- (11) *ibid.*, p. 6.
- (12) *ibid.*, p. 6.
- (13) *ibid.*, p. 8.
- (14) *ibid.*, p. 6.
- (15) *ibid.*, p. 11.
- (16) *ibid.*, p. 11.
- (17) *ibid.*, p. 443.
- (18) *ibid.*, p. 443.
- (19) 拙稿「国家と市民社会<sup>(2)</sup>」(『東京経大会誌』第一七九号、一七〇—一七一頁)。
- 第一節 国家バイアスのアプローチ
- 第一項 国家の第一次性
- (20) Christopher W. Morris, *An Essay on the Modern State* (Cambridge U. P., 1998) p. 6-foot-note 8cf.
- (21) 桐谷仁「国家中心のアプローチをめぐって—アクターから制度へ」(静岡大学「法経論集」第七十五・七十六号) 四七頁。

アプローチであるのに対して、「民主主義的装置の第一義的な目的は、選挙民に政治問題の決定権を帰属せしめることにあり、これに対して代表を選ぶのにあくまで第二義的なこととされる」のが市民社会バイアスのアプローチだということである。

たしかにそうなのだが、しかし問題はまだ残る。それは、市民社会バイアスのアプローチにおいて、政治的決定権を第一に選挙民に、次いで第二に代表者・政治家に帰属せしめるということの意味である。文字通り厳密にそれを解すれば、市民の自己統治、自律としての直接民主制以外ではあり得ないであろう。しかしそれは代表といても代理的な代表であつて、今問題の間接民主制、代議制デモクラシー下の代表ではない。とすれば更にそれはどうということであろうか。それを考える場合に参考になるのは、既述のようにフランス公法学ではシムペーター流の保守的民主主義下の代表を、「国民に対する議会の独立宣言」としての純粹代表と呼んだのに対して、自由民主主義下での代表を半代表制 *regime semi-representatif* と呼び、それは「『国民による国政決定は原理的に肯定したうえで、『国民』意志を代弁するものとしての議會制」の意だとされている点である。純粹代表と半代表。言葉としても面白いこのコントラストをどう理解すべきであろうか。私は先に「代表というものの中には被代表者のすべてではなくその一部が反映されて存在する。つまり代表者自体が、被代表者がそこに存在すると同時に存在しないという矛盾的存在なのだ」と書いた。この伝でいくと、完全代表としての代表の本質が失われ、代表とはいえずむしろ信託的代表の意

味が濃厚となる。それに比べれば半代表というのは、どちらか一方的に他方を吸収するというのではなく、選挙民と代表者との力関係のバランス、その混合的性格をうまく表現していると思われる。否それこそ代表制の矛盾的性格に忠実であつて、半代表というよりはむしろ代表そのものに近く、いわば代表的代表である。シムペーターは、そこでの第一の決定権は選挙民にあり、代表者、政治家には第二位しか与えられないなどと、自分はその逆を主張し強調したいがために、問題をスローガンのに単純化してみせたが、事はしかく簡単ではない。そこでの政党、政治家と一般市民、選挙民との間の力関係のバランスは、実際には極めて微妙であつて、主権在民のタテマエであつても、或はそれがタテマエであるが故に、事実上の力関係は政治家、政党の側に傾むくのが通常である。主権者としての各市民の存在は名目化し、政治家、政党人が事実上の決定権、権力を掌握することとなる。我々が日常不断によく経験する通りである。それはつまり自律という名の他律に外ならない。

最後に直接民主制について。今日只今は直接民主制の自律は可能ではない。歴史的に存在したもののうち一八七一年のバリ・コミューンが直接民主制の代表例だが、このコミューンは、近代における国家と市民社会の二重構造——間接民主主義としての議會制デモクラシーが寄つてもつて立つ基盤そのもの——を止揚する方向に成立する初期の過渡的な政治権力形態であつて、マルクスはこう云っている。「コミューン——それは、国家権力が、社会を支配し圧服する力としてではなく、社会自身の生きた力として、社会によつて、人民大衆自身によつて再吸収されたものであり、この人

におけるこれら階層全部の当然の代表とみなさねばならないのである<sup>(21)</sup>」と。このように「靴屋や鍛冶屋は、彼らの社会的上位者によつて代表され」ねばならないとするそれは、人民は人民自身の中からの選出者によるべしとする、古代アテネの直接民主主義に関する前記のプロタゴラスの把握とは極めて異なる。結局それは、「人民大衆の選挙による支持での財産所有者の寡頭制 a propertied oligarchy with the electoral support of a popular multitude」だとされる。これをジョン・ダン曰く、「代議制デモクラシーは、近代国家にとつての安全に役立つデモクラシーなのである<sup>(22)</sup>」と。更にジャン・ブロンデルはこう述べている。「立憲政治が民主政治の広がりをもつたために使われたという事実……。米国の一七八七年の連邦憲法中の規定の一部は大衆とくに無知な大衆を支配する手段として起草された。……多くの人が『フェデラリスト』(連邦国家主義者)の論文集の見解に共鳴したが、これらの論文ははつきりと、政府を制限して、多数決が引き起こしうる危険を避けるべきだと述べている。その構想の一部が大統領や上院議員の間接選挙であり、……それは民主政治や幅広い参加を促進するものではなかった<sup>(23)</sup>」と。更に云う。「だが私たちはそんなに古くまでさかのぼる必要はない。立憲政治は第二次世界大戦の戦後期にはしばしば、民主政治への道を妨げる壁になつていて、第三世界の多くの指導者に非難された。……支配階級の特権を恒久化する役割を果たすと主張した。第三世界の多くの地域では立憲政治は不評で、帝国主義を維持するための『でっちあげ』にすぎないというレッテルさえ張られた<sup>(24)</sup>」と。こうして民主主義を自稱してはいるが、古代以来の原義たる市

民の自己統治、自律としての直接民主主義を退け、これに代る近代の支配的民主主義として、今日我々が殆んどなんら疑うことのないなつてしまつてゐる民主主義がこれである。

ところでこの間接民主主義、代議制デモクラシーに不可欠なのが政党に外ならぬ。近代特有の政治組織たる政党こそは、国家と市民社会とを政治的に媒介する主要な中心的存在なのだ。政党は市民社会的・国家的二重存在である。市民社会における選挙は政党人を選び、その選ばれた政治家が政府(＝国家)の中核を構成するのが原則となる。この政党の媒介なしに近代代議制デモクラシーは存在しない。ゆえに近代政治は政党政治とも云われる。そこに、少数政治的エリートによる支配が成立する。その限りでは、シムムペーターやミヘルスの寡頭制理論と同じであつて変りはないともいえよう。その点は認めねばなるまい。だがしかし、現実主義的なシムムペーター流の保守主義的民主主義では、憲法・代議制・政党等は正面切つて否定はされないにしても、市民の立憲的自由人権は強権的な国家的自由の前にしばしば叩頭せしめられる。対して、自由主義的民主政治は、基本的人権、主権在民、さらには圧政に対するロッキの抵抗権を認め、その根底には市民の憲法的自由の前には政治家の国家的自由も頭を下げねばならぬとする理念、*Some*があるのだ。そしてその民主主義的正統性は主権者としての一般市民大衆に由来するとされる。このことを最も良く分り易く端的に示すものは、以前にも紹介したシムムペーターの言葉、すなわち、選挙において、「決定を行なう人々の選挙を第一義的なものとし、選挙民による問題の決定を第二義的とする」のがシムムペーター流国家バイアス的

高い評価を惜しまぬかに、それこそ天地雲泥の差こそあれ、民主主義を人民の支配、多数者統治の直接民主主義と受け取る一点においては、賛成・反対の双方ともになんの相違も無かった。

ところが、近代に入るとそこに大きな変化が生じた。外ならぬ直接民主主義に代わる間接民主主義の登場である。それには少数支配の側がこれまでのように民主主義を暴民の支配、人民大衆の専政等と一概に排せず、内心はともかく、下からの民主主義をそれなりに受け入れざるを得ないという事情があった。それは原理的にはやはり、近代における市民社会の形成・展開に伴うそれ以前には考えられもしなかった、政治的国家と市民社会との対立と統一、兩者の二重性の現出、すなわち、市民社会における生産手段の所有・非所有による少数の富者および大多数の人民大衆の存在と国家における人間の政治的解放による万人の基本的人權の成立との矛盾的依存関係である。ただ普遍的人權を宣言したとはいえ、国家が少数者による権力支配体制たることは依然変らなかつた。にもかかわらず国家は、民主主義的プレッシャーに対して国家なりに応接とし、受容しつつこれに対抗せざるを得なかつたのである。近代国家の主権性を最重要視したホッブズが、ジャン・ボダンとは異つて、自然状態からの人々の契約による国家の形成という民主主義面、さらにその成立した国家においても、国家主権者の不当な命令に抗する市民の絶対的自由を認めたことの中にもそれは窺える。<sup>(217)</sup>ところで、基本的人權は、既述のように、論理的には、国家権力からの自由と国家権力への自由、前者は権力からの距離を極力遠く執る自由、後者は権力への距離を極力近づける自由という正反対の方向にある二つの対立す

る自由の統一物である。これを更に分析すれば、権力からの自由を主とし権力への自由を従とする、ロック的な他から分離した抽象的個の自由を核とする自由主義的民主主義と逆に権力への自由を主とし権力からの自由を従とする、他との共同と平等を核とするルソー的な民主主義的自由との二つに分けられる。<sup>(218)</sup>このうちルソー的な後者に優位して、ロック的な前者が近代に新たに形成された間接民主主義である。それが直接民主主義に対抗すると同時にいわばその代用物として機能することになる。

この権力からの自由主義的自由を中心に置き、権力への民主主義的自由をその下に従属せしめる自由主義的民主主義の統治形態が、基本的人權保障、主権在民、権力分立体制等の近代立憲主義体制であり、いわゆる議会制民主主義 parliamentary democracy なし代議制デモクラシーである。直接民主主義から間接民主主義への民主主義のこの変質・変貌を、エレン・メイクシンス・ウッドは、民主主義の「アメリカ的再定義 [The American Redefinition of Democracy]」と呼ぶ。彼女は、「人民権力を薄めることが本質的内容になつてゐる民主主義規定を近代世界にもたらしたのは、アメリカ合衆国の反民主主義的な勝者たちであつた」と云つて、「フェデリリス」第三五号のアレクザンダー・ハミルトンの次の言葉を示す。ハミルトン曰く、「人民のあらゆる階層が、各階層に属する人物によつて実際に代表されるという考え方は、まったく空想的なものである。職人とか製造業者は、つねにごくわずかな例外は別として、彼ら自身の職業や商売に従事している人物よりも、まず商人にその票を投じようとするものである。……われわれは商人を、社会

間の契約に影響を与えるような最も重要で決定的な諸問題についてのすべてのまたはその大部分の事柄を調整する。

(h) 民会はすべての事、または少くとも最も重要な事柄について最高の権威を有し、公務員はいかなることに最高権力は持たない。あるいはそれを出来る限り少数の事項にのみとどめる。……

(i) 公務の報酬は、民会、裁判所、役所のすべてで一定であること(あるいはともかく、役所、裁判所、評議会、民会の最高会議、または会食が義務づけられている役職において)。

(j) 再び、生まれ、富、教育が寡頭制の決定的特徴なのだから、逆に卑しい生まれ、低い収入、職人的職業が民主主義の典型と見なされる。

(k) いかなる公職も終身ではない。また、最初の異動の後にもその公職に居残っているならば、その権力は奪われ、後任は精選された候補の中からくじ引きで選ばれる。

以上が民主主義に共通の特徴である<sup>(14)</sup>。

上述のように、プロタゴラスは民主主義を貧富の差など全く無関係に万人が平等に国事に発言することを理の当然と歓迎し、またアリストテレスは、貧民だからの理由で金持よりも多くの影響力や唯一の最高権力を持つというのではなく、どこまでも数の上での平等(numerical equality)が民主主義の根底にあると説く。そこで数において勝る一般庶民大衆の支配が民主主義なのだとされ、これに対して生まれ、富、教育に勝る少数支配が寡頭制の決定的特徴とされたのである。その上に、前記十一項目に見られるような、国政への

全員の極力平等にして自由な市民の直接民主主義が形成される。まさにジョン・ダンの云う如く、それは「市民の自己統治 citizen self rule」<sup>(15)</sup>であり、「デモクラシーの力とアッピールは、自律の理念 the idea of autonomy、自分のことは自分で自由に決めることから来る」<sup>(16)</sup>。そうではあるが、だがしかし現実には、デモクラシー、民主主義という全く同じ言葉が、上述の規範的・理念的な自由・平等の意味とはそれこそ全く異なる、無知蒙昧にして粗野なる貧民大衆による暴政、その専制支配と長く長く人々に解され、むしろこの負の民主主義観の方が、古代から中世へ、中世から近代への歴史の中で支配的だったのだ。マクファーンも、「一八、九世紀までの西欧の主要な伝統は、要するに非民主主義的ないし反民主主義的であった」<sup>(17)</sup>と云っている。考えてみればそれも、少数の多数に対する優越的支配、徹然たる社会的差別、という人類史の長い現実からすれば、それ自体を決して肯定しはしないにしても、それなりに理解せざるを得まい。その意味では、古代アテネの直接民主主義は極めて例外的だったのである。そして更に、その民主主義も、周知のように、実は膨大な奴隷集団に対するごく少数の男性市民(女性や子供は除かれる)の間でのみの民主主義であった。従って「はたしてアテネを民主政と呼び得るに至当なものがあるのかという疑問、少なくとも、提起されて然るべき疑問が生ずることになる。古代アテネの政治が極めて非民主的基盤の上に成立していたことは疑うべくもない」<sup>(18)</sup>とされ、「この点でアテネ民主政の注目すべき成果と厳しい限界がともに十分に認識されるべきである」<sup>(19)</sup>とヘルドが云うのは尤もであろう。ただマイナス的に貶価するかそれともプラス的に

建築家をまねいてその建築物のことを相談し、造船に関する場合は造船の専門家を呼び、またそのほかすべて、学んだり教えたりできると考えるかぎりの事柄については、同じようにします。そして、もし誰かほかの者が人々に向かつて意見を述べようとしても、それが専門家と思われない場合は、どんなにその人の風采が立派で、金持ちで、家柄がよくても、これを聞き入れないことは同じであつて、……こうして、事柄が専門技術に属すると思う場合には、彼らはこのような態度をとるわけですが、これがひとたび、何か国事の処理を審議しなければならぬような場合となると大工でも、鍛冶屋でも靴屋でも、商人でも船主でも、貧富貴賤を問わず、誰でも同じように立つて、それらについて人々に向かつて意見を述べます。そして、そういう人たちに対して、先の場合のように、どこからも学ばず、誰ひとり先生についたこともなくせに意見を述べようとするといつて非難するような者は、誰もいません。ほかでもない、これは明らかに、人々にそういう事柄を、教えられうるものとは考えていないからです」と。このソクラテスに答えてプロタゴラスは、「君の国の人々が、政治的な事柄に關しては、鍛冶屋や靴屋の助言を受け入れるのは理の当然です」と云つたとされる。次いでアリストテレス。アリストテレスもプラトン程ではないにしても民主主義に批判的ではあつたが、その『政治学』の中では次のように民主主義について論じている。曰く、「民主的国制の基本原理は自由である。人々は不断にこの点を主張するが、この国制においてのみ人々は自由に与かることを意味する。なぜなら、すべての民主主義にとつて自由が目的であると、彼等は云うのである。『順番に支

配し、支配されるということ』が自由の一要素であり、正義の民主主義的理念とは、現実には、人々が数の上での平等であつて、功績に基づく平等ではないということである。このような理念が広まらばなら、大衆が主権者とならねばならず、また多数の決定ならばなんでも最終決定となり、正義となる。なぜなら、市民一人一人の平等がなければならぬと、彼らは言う。その結果、民主主義においては貧者が金持ちよりも至高の権力を持つたこととなる。なぜなら、彼らが数において勝り、多数の決定が最高だからである。従つて、これが自由の一表徴であり、すべての民主制論者が彼らの国制の決定的原理とする所のものである」と。アリストテレスはさらに直ちに次にこの自由、平等、多数決という民主主義の基本的原理をより具体的に以下の十一項目に分けて説いている。すなわち、

- (a) 全員の中から全員による公職への選出。
- (b) 全員が各人を支配し、各人が順に全員を支配すること。
- (c) 公職は、その全てが、あるいは、とにかく経験ないし技術を必要としないものは、くじ引きで充填されること。
- (d) 公職に就くには、財産資格を要件としないか、あるいはそれは最低のレベルにのみ可能である。
- (e) 同一人が同じ役職に二度とは就かないこと、あるいはそれを極めて稀にとどめるか、または戦争に關する役職を除く少数のみにするかである。
- (f) すべての役職または出来る限り多くの役職の任期を短くする。
- (g) 陪審員はすべて全員から選ばれ、国制精査、ないし諸個人

の関係はどうであろうか。結論的にそれを図式化すれば、民主主義Ⅱ国家となる。このことに関して以前から大熊信行はこう喝破していた。「近代の民主主義は、近代国家とともにあった。単なる『民主主義』<sup>(204)</sup>というものは、どこにも実在しない。実在するのは民主主義国家である」<sup>(205)</sup>「この世の中にハダカの民主主義などというものは、ついで存在したことがない。それはいつも国家原理に厚く包みこまれてのみ、存在することができたのであった。いつも実在したのは単なる民主主義ではなく、『民主主義国家』<sup>(206)</sup>なのであった」と。これを私の言葉で云い換えれば、民主主義とは、国家バイアスのアプローチと市民社会バイアスのアプローチとを問わず、すべて国家的存在だということである。我々はややもすれば大熊の指摘したこの最も肝腎な点をあいまいにしたり忘却したりすることに留意！。ただ国家的存在だとはいっても、先述のように民主主義は暴力や謀略のように国家の本質的部分に迫るのではなく、少数エリートによる多数の大衆に対する権力支配としての国家を大前提に、その上で成立・形成・展開される、国家の極めて重要な一つの統治形態なのである。それは通常、国家の根本法としての憲法に明記される。近代国家と近代憲法との相互依存と相互規定そして相互対立の複雑な関係はここに胚胎する。従って、シムムペーター式の民主主義における少数エリートの大衆支配という統治形式は、この国家本質に対立せず、その相似形としてそれに随伴するものであって、まさに国家バイアスのアプローチにとって最も応わしい。これとは反対に、市民社会バイアスのアプローチに立つ丸山眞男は、少数支配の国家本質と人民の支配、多数支配の民主主義的統治形態と

の関係を、いみじくも「不可避的な矛盾」<sup>(207)</sup>「逆説」<sup>(208)</sup>また「永遠のパラドックス」と呼び、両者の対立面にアクセントを置いた。まことにその通りなのだが、ただ市民社会バイアスのアプローチにあっても、対立面だけではなく相互依存面があることも忘れられてはならない。というのは民主主義的多数支配という形態が少数支配の国家的内実を多く巧みにカバー、陰蔽して人々の目を逸らし、逆に既述のように民主主義は国家の存在を必須とするからである。これを国家に重点を置く国家バイアスのアプローチに云わせれば、民主主義は国家によって維持され、国家があればこそ存続するのだとなり、民主主義にアクセントを置く市民社会バイアスのアプローチに立てば、先述の丸山のように国家に対する不断の民主化プロセス、永久民主主義革命の強調となる。

以上を前提に論を進める。前に民主主義の把握に、記述的・現実的と規範的・理念的との二つの対立する方法があると述べた。前者のシムムペーター的アプローチに対して、後者の嚆矢は遙か遠く、紀元前六世紀末から紀元前四世紀初めにかけて、主にギリシャの都市国家アテネ等で行われた古代のデモクラシーである。この古代デモクラシーに関してかのプラトンとアリストテレスはこもこも次のように叙述している。まずプラトン。彼自身反民主主義者であり、民主主義批判の急先鋒であったのだが、その対話篇『プロタゴラス』の中で、ソクラテスをしてソフィストのプロタゴラスに次の如き民主主義擁護論を展開せしめている。すなわち「ところが、そのわれわれアテナイ人が議会に集まるときに、私の目にするところでは、何か土木建築を国家の事業として行わなければならない場合には、

なさるべきであるが、これは、大衆の経済的生活条件の安定と向上、および教育を受ける機会の増加とともに増大する。高い教育は批判能力の増大を意味する」と云つて社会教育の分野の重要性を説くのだ。「個々人の役割は、死の床にある父親から財産の存在を教えられて、それを掘り出す者の役割である。なるほど財産は見つからないかもしれない。しかし、それを見つつけようとしてあちこち掘り返した息子たちの仕事は、その土地を肥沃なものにしてくれる。民主主義を求める努力も、それと同じ成果をもたらしてくれるであらう」と、絶望的な民主主義実現の仕事にも未だ絶望するなど励ます。ここでも愚民観は姿を消している。このジレンマ。

だがしかし結局ミヘルスは結論としてその徒勞性を指摘している。「歴史における民主主義の潮流は、次々に押し寄せる波に似ている。それは、繰り返し岩にぶつかって碎ける。しかも絶えず新たな波が押し寄せる。その景観は勇氣と絶望を同時に与えてくれる」。古い寡頭制の岩への新しい民主主義の波の挑戦。だが「民主制がある發展段階に到達するやいなや、変質の過程が生ずる。……かつてみずから戦つた相手に似かよつてくる」。するとそれに対抗して「民主主義の名の下に、また新しい自由の戦士が台頭してくる」。この繰り返し。そしてミヘルスは最後にこう断言する。「この、癒しがたい若者の理想主義と、老人の不治の支配欲との間の恐るべき葛藤劇は、ついに終るところがない。つねに新しい波が同じ岩壁に襲いかかる」のだと。まさに悪無限的悪循環である。ミヘルスのかかるペシミズム、かかる絶望、かかるコンプレックスはシユムペーターには無縁であつた。寡頭制の現実 Sein と民主制の理念

Sollen、この「理想と現実との間の本質的な差異」、その悪矛盾に苦しんだ拳句、ミヘルスは遂に現実の側、寡頭制の側すなわち国家の中にその解(?)を見出したのであつた。後年この矛盾に対してミヘルスとは反対に、市民社会の民主制の側から民主主義の永久革命を唱えたのが丸山眞男である(詳しくは、第二節 市民社会バイアスのアプローチ 第二項 丸山眞男 参照)。だが私はといえは寡頭制に抗して民主制の側に立ちつつも、しかしそれに止まらず、寡頭制≡国家と民主制≡市民社会との矛盾・二重構造を止揚する方向にこそその解を求めようとするものである。なぜならそうでなければ、ミヘルスの岩と波との悪矛盾(私はそれを国家と市民社会の二重構造の比喩的表現と見るのだが)はそれこそ不断に繰り返されることになる。それは永久のシューゲームとならざるを得まい。ミヘルスは現代の我々に極めて重大な問題を提起したのだ。

民主主義の市民社会バイアスのアプローチ 市民社会バイアスのアプローチ全体に関しては次節で扱う。ただ、シユムペーターが古典的民主主義を激しく批判し、そのオルタナティブ・新しい民主主義として自らの論を提起しているのに鑑み、彼の保守的民主主義とは異なる、彼に酷評されたこれまでの古い(?)民主主義、つまり市民社会バイアスのアプローチの民主主義の要点だけでも、この場で対比的に検討するのがベターと考えた。

ところで本項の始めで、国家と民主主義との関係について、これを国家の側とくに国家バイアスのアプローチから見れば、国家は暴力ほどには民主主義と親しくはなく、図式化すれば、国家V民主主義となると述べた。では民主主義の側から一般に国家を見ると両者



に、選んだ者と選ばれた者がいる。だがまた、いたるところに、選んだ大衆に対する選ばれた指導者の権力がある」と。そしてさらに大衆に対するかかるリーダー達の権力、支配の根底には、大衆の本質的な未成熟があると云う。すなわち、「大衆の客観的な未成熟は、……民主化の進行とともに社会主義の未来において消えてしまう一時的現象ではない。それはむしろ、大衆の本質に由来するものである。というのは、大衆は、たとえ組織されていても、彼らが直面するさまざまな問題を解決する能力が本来的になく、労働の分化と専門化と指導を必要とする無定形な存在だからである。『人類というものは支配されることを望んでいる。今後もそうであろう。私は自分の種族が恥かしい』とブルードンは一八五〇年に牢獄から書いた。個々の人間は、平均して、その本質から、多くの点で、指導されるように作られているのであり、現代生活の機能が分化して行くにつれて、ますますそのようになる。このような個々の人で構成されている集団には、比べものにならないほど強く、指導の必要性がある」。(192) ミヘルスは、このように本質的にアモルフで無能な大衆は、必然的に少数エリートのリダーシップ、権力的指導を不可避とするという。ここまではシユムペーターと全く同じである。

だが、ミヘルスのシユムペーターと異なるのは、彼が民主主義に絶望しこれを完全な幻想と退け、遂にはムツソリーニのファッシズムの中に己れの生きる方途を見出さざるを得なかったとはいえ、他方で民主主義への若き日以来の憧憬を抱き続け、研究者が大衆に對する「社会教育的な忠告を行うことは許されるであろう」として(193) いる点である。民主主義についてもこう云っている。「民主制は、

ある人間が他の人間に優越する生得的な、あるいはそれに基づいて獲得される権能を否定する。それは、すべての市民を法の前に平等とし、一般的に、すべての人間に社会的階梯の頂上まで登ることのできる可能性を与え、そして、生まれによるすべての法的な特権を否認し、人間社会において優越した立場を獲得するための戦いは、ただ個人の才能によってのみ決定されることを希求することによって、社会の全成員の権利に道を開くのである。(君主制)の原理はすべてを一個人の人格に基づくものとし、したがって、最良の君主制でさえも国民に對し、永続的に好意的な、そして技術的に能率的な施政をなら保障するものではないのに對し、(民主制)においては、原理的に、国民全体が、その主人として、一般的な政治状態に責任を持つのである」(194) と。このような天賦人權、万人の自由・平等そして人民の支配という民主主義の内容的なマクロ的理解には、民主主義を単なる選挙的手続の形式の内に限局しようとするシユムペーター流のミクロ的把握も愚民観も無い。さらにその説いて止まないところの客観的寡頭制の鉄則にもかかわらず他方で、それは「(国民主権)の理論の完全な適用を可能にするような社会秩序をさぐるという絶望的な努力を放棄してしまうことではない」(195) とし、「たぶん民主主義そのものの原則の中に、寡頭制という病いを治癒するものではないにしても、それがある程度鎮静させるものがひそんでいる」(196) と微かな望みをすら洩らす。民主主義は、「すべての人間の組織に對し、『なぜ』という究極的な質問を、うまずに発し続ける自由な個人を、生み出す。このように自由な追求を行うことのできるような能力は、最も価値の高い文化的要素の一つとみ

されやす<sup>(17)</sup>」く、「合理的思考の弱点」<sup>(18)</sup>「論理的連係の欠如」<sup>(19)</sup>を特徴とする。従つてこのような市民達に対しては「胸に一物ある集団の乗ずる機会は多くなり」<sup>(20)</sup>、一般の人間は容易にそれに騙されてしまう。だからそこから形成される与論なるもの、人民の意志なるものは、単につくり出された人工的意志なものにも拘わらず、古典的民主主義者達はこれを「一般意志」とかと稱し奉つてにすぎないのだと非難する。ただシユムペーターも、「人民はなんらかの一個人よりも賢明であるというジェファアソンの金言や、『すべての人民をつねに、いつでもばかにする』ようなことはありえないというリオンカーンの金言は眞理であろう」と一応は認める。しかしその上で、それらの金言は「長期的側面を強調している」<sup>(21)</sup>にすぎず、実は全くそうではなく「歴史を構成しているものは、その一点において永久に歴史の進路を変えてしまふかもしれないような短期的情勢の継続にはかならない」と反論する。だが人間の歴史なるものが、いつもいつも常にそのような決定的瞬間の連続ばかりでは決してないのは明らかである。さらにシユムペーターは個人々人についてのみならず群集についても、ル・ボンの群集心理学に倣つて、「群集に左右されるときの人間行為の実体——ことに激昂状態においてみられる道徳的抑制や教養ある思考・感情方法の突発的喪失、原始的衝動や小児病や犯罪性向の突発的噴出」<sup>(22)</sup>を指摘し、ル・ボンは「そうすることによって、古典的民主主義学説や革命についての民主主義的伝説の基礎にある人間性の映像に大打撃を与えた」<sup>(23)</sup>とわが意を得たとばかりに強調する。以上シユムペーターの云う、一般大衆における現実感の喪失、責任感の低下、

無知、判断力の欠如、非論理性そして突発的激情の発作等々を見た。だがそれもさることながら最後に注意すべき重要な決定的一事は、その愚民性、その現実なるものを、彼シユムペーターは一度たりとも改めんとするなんらの意欲をも示さなかつたということである。なぜなら、その愚民性、無関心こそは自らの寄つて立つ地盤だからである<sup>(24)</sup>。少数の政治的エリートと愚昧なる大衆・非政治的市民、これらはお互い内心バカにし合いながら相互に支え合つて一種の矛盾の統一物である。まさにこの民にしてこの主あり、この主にしてこの民ありだ。だからシユムペーターは大衆に感謝しこそすれ、「人民をはしこの上にかつぎ上げることにはできない」<sup>(25)</sup>などと頭から決めつけ、大衆を蔑視したり非難したりする謂れはどこにも無いのである。

ところでシユムペーターのエリート主義と愚民観には有力なモデルがある。パレート、モスカ、ミヘルスらの古典的エリート理論就中マックス・ウェーバーの影響を強く受けたロベルト・ミヘルスの『現代民主主義における政党政治の社会学』(Zur Soziologie des Parteiwesens in der Modernen Demokratie, 1911)。その中で展開されている、有名ないわゆる「寡頭制の鉄則」(ehernes Gesetz der Oligarchie)である。そのミヘルス曰く、「政治団体——この場合の政治とは最も広い意味で用いている——が無条件に従わねばならない社会学的基本法則は、最も簡潔に要約すれば、およそ次のように表現される。すなわち、組織は、(選ばれた者)の選ぶ者に対する、委任された者の委任した者に対する、代表として派遣された者の派遣した者に対する(支配)の母である」<sup>(26)</sup>「いたるところ

主義とは一切無関係だと退けてしまふ。<sup>(16)</sup> またひとたび成立した政府については、これをコントロールするにはその再選を阻むしかなく、政府の退陣を迫つたり別の方向にその行動を強要する如きは例外的であるだけでなく、そもそも「民主主義的方法の精神に反対のもの<sup>(16)</sup>」と云う。そしてかのジョン・ロックを「軽蔑にさえ値しない<sup>(16)</sup>」理論家と一蹴。反対に反動的なロマンチズムを、理論的には「いつの時代にも完膚なまでに打ちのめされている<sup>(16)</sup>」にもかかわらず、「いかに奇妙に聞こえようとも、実際の行動は、この理論にのっとつて続けられてい、……ますますその支配力が完全になつていく<sup>(16)</sup>」、と讚美するシムペーター。まことに人民の支配としての民主主義の原義・理念に对立、否定し、またロック流の自由民主主義にも難癖をつけるそれは、まさに保守主義的民主主義そのものであり、その本質は少数の政治エリート(政治家・官僚)支配としての寡頭制の理論である。そこでは事実としてはもとよりタテマエとしても、人民や市民に主権はなく、主権はあくまで少数のエリート、政府、国家にこそある。かかる「純粹代表制は、直接民主主義が現実を実施不可能だからそれに代用するために考え出された次善のものとしてではなく、それよりも原理的にすぐれた対抗的なものとして主張されたのであつた<sup>(16)</sup>」と指摘されている。

概略以上の如きが、ハンチントンが口を極めて推奨し、今日アメリカで支配的になつていくという、シムペーターの民主主義論である。<sup>(17)</sup> 現代最先進国家は、片手に超強大な軍事的暴力を、次いでもう片手にはかかる民主主義を携え、両々相俟つて国の内外を、全世界を睥睨しているのだ。

民主主義と愚民観 更に実は、上述のシムペーターの民主主義論の根底には、「選挙民大衆は、付和雷同することのほかには、なんらの行動もなしえない<sup>(17)</sup>」とする、彼の牢固とした愚民観が盤踞している。愚民すなわちおろかでバカな人民である。彼においてこれは一貫している。彼は「美しい古都ヴィーンの貴族的な雰囲気になかに人となつた。中産階級の出身であつたこと、母ひとりの手で育てられたこと、ヴィーンやイギリス上流社会のかおり高く自由な環境のなかにはぐくまれたことの三事実は、後年の思想を決定的に規定した要因<sup>(17)</sup>」とする説もある。その上で我々はシムペーターの愚民観をいささか検討しておくことが重要とならう。なぜなら国家バイアスのアプローチに立つものは、程度の差こそあれ、多かれ少なかれ、同じ愚民観を共有しているからである。

まず、シムペーターは個々の一般大衆、人民は、国内・国際の政治に関しては「現実感がまったく失われている<sup>(17)</sup>」と云う。彼らは「危険が全然自分の身の上にかかってこず、またかりにふりかかってきたとしても重大なものになるとは思わない<sup>(17)</sup>」。つまりそこにはなんらの切迫感もなく自分にはかわり無いとする政治的無関心が大半であると云うのだ。そしてこの「現実感の減退は責任感の低下や、さらにまた有効な意志の欠如の原因<sup>(17)</sup>」となり、またそれが「今度は内外の政策問題についての普通の市民の無知と判断力の欠如とを説明する<sup>(17)</sup>」「かくて典型的な市民は、彼が政治的な分野に足を踏み入れるとたんにいっそう低い精神的能力の水準へと押し流され、……彼はふたたび原始人に立ち帰ることになる<sup>(17)</sup>」。この原始的市民・大衆は「超合理的ないし非合理的な偏見や衝動に動か

だいささか解りにくい。要は決定権の所在の問題、決定権が選挙民、人民の側にあるのか、それとも被選挙人、代議士、政治家の側にあるのかという問題である。古典学説は決定権は前者に、対してシユムペーターの新しいもう一つの理論は決定権は後者に在るというのである。シユムペーターによれば、古典的学説は「人民」はすべての個々の問題について明確かつ合理的な意見を持ち、さらに進んで「民主主義においては―その意見の実現にとめる『代表』を選ぶことによつて、自らの意見を実行に移さんとするものであるとの命題」を有し、「かくてこの説によれば、民主主義的装置の第一義的な目的は、選挙民に政治問題の決定権を帰属せしめることにあり、これに対し代表を選ぶのはむしろ第二義的なこととされる」。ところがシユムペーターの理論はこれを否定、逆転する。すなわち、「われわれは、この二つの要素の役割を逆にし、決定を行なう人々の選挙を第一義的なものとし、選挙民による問題の決定を第二義的たらしめよう。これをやや言い替えるならば、われわれはここで、人民の役割は政府をつくること、ないしはあらためて国民的行政執行府または政府をつくり出すべき中間体をつくることにある、という見解に立つことになる」と云う。さらにもつと端的にこう云っているのだ。「民主主義とは人民が実際に支配することを意味するものでもなければ、また意味しうるものでもない」「民主主義とは政治家の支配である」(傍点・柴田)と。これこそがまさに現代民主主義の現実なのだと言く。かくて、政治家・政府を先ず第一に、人民は二義的にのみ捉えるそれは、国家バイアスのアプローチを如実に示すものである。

ここに同じ一つの民主主義に関して、少数の職業的政治エリート  
の支配vs多数人民の支配という二つの対立する構図が成立する。両  
者に共通するのは、ただ選挙という「自由な競争」のみなのだが、  
シユムペーターは前にも述べたように、この選挙という民主主義的  
手続き、形式を最重要視する。だがしかし、その民主主義的選挙も  
所詮「一定の歴史的諸条件のもとでそれがいかなる決定をもたらす  
か」ということを離れては、それ自体で一つの目的たりえないのであ  
る」と云う。つまりあくまで支配的エリートを決定することが第  
一の目的であり、競争的選挙はその不可欠の手段なのだ。更に見逃  
すことの出来ないのは、彼がエリートの選出を、必ずしも自由公  
正な競争にのみ限つてはいないことである。たしかに軍事的暴動は  
排除されて然るべしとしてはいないが、「不正ないし欺瞞的な競争」  
は経済現象と同じく「これを排除しない」と云い、もしそれまで  
も排除するならば、政治には「まったく非現実的な理想が残るにす  
ぎなくなつてしまふ」と、不正かつ欺瞞的な選挙を堂々と認め、  
これを肯定している。これはシユムペーターにおいて、選挙も口ほ  
どにはさほど大事にはされていない証拠となるうか。ともあれ現実  
主義者シユムペーターの面目躍如たりと云うべきであろう。そして  
万一期の目的にそぐわないような結末となつた時、彼はそれを犯  
罪のなもの、ばかばかしいものと悪口を叩き、それは人民というよ  
り一般の「烏合の衆」の産物であるから、「できるかぎりの力を尽  
くしてその犯罪行為ないし愚劣行為とたたかう」と最大限の闘争  
宣言を行う。言論と出版の自由人権に関して、あるのは絶対的自  
由ではなく相対的自由にすぎず、さらには乱暴にも他の自由は民主

容が必要」<sup>(40)</sup>「甘んじて自分自身の意見を差し控えることすら辞せず、自分の仲間の意見を心から尊重する」と、エリート政治家仲間どうしでの相互自制を強調する。他方選挙民に対しては、代議士・政治家との間の嚴重な「分業」<sup>(41)</sup>による自制を要求。市民は一度代議士達を選出した以上は、国政、政治は「その人々の仕事であつて自分たちの仕事ではなくなることを了解せねばならぬ」<sup>(42)</sup>と、エドモンド・パーク以来だとする分業の「原理」<sup>(43)</sup>を説く。そしてこの「原理」はフランス革命流の民主主義「人民の支配とする」「古典的民主主義学説と衝突」し、「實際はそれを放棄せしめるもの」<sup>(44)</sup>と豪語し自讃する。このようないわば『国民に対する議会の独立宣言』(ケルゼン)とでも云うべきものを、フランス公法学では純粹代表観念と規定する<sup>(45)</sup>のだが、私に云わせればそれは民主主義の市民社会バイアスのアプローチ(後述)に対する正面きつての挑戦に外ならぬ。ところでいささか否大いに可笑しいのは、シムペーターが市民の側の自制として、秘密の権謀術数や嘘をつくような、楽屋裏の駆け引き、総じていわゆる政治上のマキアベリズムに関して、これらを「差し控えるためには市民の側に多大の自制が必要」<sup>(46)</sup>だとして、個所である。政治家にはそれについて一言半句の言及も無い。この倒錯の不思議さ！。いずれにしても、上記に示されたシムペーターの民主主義は、国家的忠誠とエリート支配とを最重視する、民主主義の国家バイアスの典型と云うべきものである。民主主義の国家バイアスの典型と云うべきものである。にもかかわらず、彼の民主主義を論ずる大半の論者達が、この肝腎な論点になんら言及していないのも、不思議な一事といふべきである。そしてそのいわばコララーとしてシムペーターの

主張する民主主義のもう一つの条件とは、強力な官僚の重要性である。曰く、「官僚は日々の行政にたけており、忠告を与える能力をもっていないばならないというだけでは、まだ十分ではない。官僚はまた、各省の主腦者たる政治家を教導し、必要とあらばそれに指令するほど強力でなければならぬ。そうするがためには、官僚はそれ自身の原理を展開しうる地位にいななければならないし、十分に自由により自己を主張しえなければならない。官僚はなにもにも束縛をうけぬ一つの勢力でなければならぬ」<sup>(47)</sup>云々と。官僚は政治家に忠告するのみならず、これを教導し時には指令もする独自勢力たるべしと説く。こうして官僚は政治家を介して市民社会に介入・干渉する。絶対主義的な官僚国家ではなく、もとより一八・九世紀的な消極国家でもなく、それとは反対のまさに二十世紀現代型の積極的行政国家のすすめである。

更に見てみよう。上述の如き強い国家バイアス度を条件、大前提とするシムペーター流民主主義の「もつと現実的な概念」<sup>(48)</sup>、「現実にもつと近く、しかも民主主義的方法の擁護者たちが、この言葉によつて眞に云い表わそうとした意味内容の多くをも生かすような、いま一つの理論」<sup>(49)</sup>と彼が云うのはなんであるか。曰くその定義づけは、「民主主義的方法とは、政治決定に到達するために、個々人が人民の投票を獲得するための競争的闘争を行うことにより、決定力を獲得するような制度的装置」<sup>(50)</sup>であると。もつと簡略には「リーダーシップを獲得するための競争という概念」<sup>(51)</sup>だとする。その中核は、決定力・リーダーシップ、すなわち被選挙人代表者による権力獲得のための競争的闘争つまり選挙という制度にある。ま

念を支持する多くの理論家との間で論争が続いた。一九七〇年代までにこの論争は終わり、シムペーターが勝利した。理論家たちは次第に、民主主義の合理的ユートピア的定義と、経験的記述的制度的そして手続的定義とを区別し、後者のタイプの定義のみが分析的正確さと経験的枠組みを提供し、この概念を有用なものとするという結論に達した。規範的理論の立場からの民主主義についての包括的議論は少くともアメリカの学者の議論のなかでは急速に衰えた<sup>(12)</sup>と。しからばそのシムペーターの叙述的、非規範的な民主主義論とはいかなるものなのか。いささか詳しく検討してみなければなるまい。

シムペーターは先ず「私は考察の対象を現代の型の大工業国民だけに限定<sup>(13)</sup>」すると宣言する。なぜなら、相対主義的観点に立つ彼は、民主主義一般に賛成・反対するなどは全くナンセンスで、ただ「一定の特徴を示す社会類型において」<sup>(14)</sup>のみ民主主義は繁榮すると云う。その場合彼の念頭にあったのは外ならぬアメリカである。そして民主主義の榮える四つの条件を挙げるが、就中最も注目すべきは、順不同だが最後の「民主主義的自制」<sup>(15)</sup>の所で彼が次のように述べている点である。すなわち、「民主主義的な政府がまったく好都合に活躍しうるのは、一国における重要なあらゆる利害関係者が、實際上なんらの異説をも唱えることなしに祖国に対する忠誠と現存社会の構造的原理に対する忠誠とを誓う場合だけである。……：かような原理そのものが疑われたり、一国民を二つの敵対的な陣営に分裂せしむるような問題が生じたりするときには、民主主義は不利に作用する。しかもそこに、人々の妥協が得られないような利害

や理想の出でくる場合には、民主主義はたちまちにしてその活動そのものを中止するにいたるであろう<sup>(16)</sup>」と。祖国Ⅱ国家と現存社会Ⅱ市民社会、つまり現支配体制への国民の絶対的忠誠の誓いの要請であり、それが民主主義繁榮の第一の条件だとする。もし国民が二つの敵対的陣営に分裂したり、その利害や理想に妥協がならない場合には、民主主義は不利となりさらには中止に追い込まれるだろうと云う。中止とは民主主義から非民主主義的な独裁国家への移行である。シムペーター自身が独裁を唱えているのではないが、「民主主義は世上騒然たる時期にはうまうまいであらう<sup>(17)</sup>」と述べているように、そういう騒動があつては困る、あつてはならぬと戒め、現体制への従順、つまり「民主主義的自制」を力説するのだ。

この自制は具体的には、すべての国民が法律と行政命令とを「喜んで受け入れること」<sup>(18)</sup>に尽きる。ただそのためには、「選挙民や代議士たちは悪者や変人のいうことに惑わされないだけの高い知性と道徳水準<sup>(19)</sup>」を持ち、法令の通過にあたっては「他人の要求や国家的な情勢を顧みる」<sup>(20)</sup>ことが重要だと断り、特に選挙民よりも政党人、議会人つまり政治家達の「十分に高い資質」<sup>(21)</sup>を指摘している。若しそうでないと「民主主義の信用を落とし、それに対する忠誠をそこなうような失策が生ずるかもしれない」<sup>(22)</sup>からだと云う。更に議員連は与党はもとより野党も「可能な機会のあるときでも政府の顛覆をはかつたり、それを混乱せしめたりしようとする誘惑を抑制せねばならぬ」<sup>(23)</sup>、すべては議事手続きの規則やエチケットの「伝統主義」<sup>(24)</sup>によって自制すべしとする。また政治家のリーダーシップ獲得のための有効な競争には「異った意見に対するきわめて広い寛

である。それどころかその国家バイアス度が昂ずれば昂ずる程、民主主義に対する軽侮、軽蔑が強まり、更にこれを敵視し、これに敵対し、遂には「何物も国家に抗せず、何者も国家を外にせず、すべては国家のために」*Nichts gegen den Staat, Nichts ausserhalb des Staates, Alles für den Staat* (マツソリーニ)<sup>(23)</sup>とするファッシズムの前に民主主義は死の沈黙を強いられることになるのだ。これは、国家の側から見た国家と民主主義の関係のほんの短い原理的考察である。逆に民主主義の側から見た民主主義と国家との関係については後述。

ところで、二一世紀の今日、殆どどの国家が民主主義国家たること乃至それに向って鋭意努力中たることを自稱し、時に同時に別の国家を民主主義ではないと難じている。その最たるものに、自稱、他稱の現代先進民主主義国家が、自らの国家を守るためだと稱して、全くなんの根拠も無かったことが早くも白日の下にさらけ出されてしまった大謀略を策し、一方の手でその最強の軍勢力を大々的に行使して、あらかじめねらっていた他国を「先制攻撃」＝侵略・破壊、大量の流血の惨を犯し、しかも他方の手で民主主義の守護神ないし使徒よろしく、厚顔にも民主主義の普及、世界の民主化をぬけぬけと広言して恬として恥じないという二重性、裏表のなんとも云えぬ冷徹なる現実がある。これが民主主義か、民主主義とは一体何か。今日我々は誰しもたやすく民主主義を口にし、すっかり分ったつもりになっていることが多い。だが民主主義とは、その捕捉が決して容易ではなく、むしろ却って極めて難しくなっていると云わざるを得ないのが実情である。そこには民主主義概念の混乱がある。そし

てその混乱の主因は、ほかならぬその民主主義の普遍化と多義性在于る、と私は考える。ただこの混乱状態をよくよく凝視すれば、そこには方法的に民主主義の現に存在する形姿 *Sein* を主に問題にする叙述的 *descriptive* 方法と、民主主義の在るべき姿・理念 *Sollen* を問題にする規範的 *prescriptive* 方法との区別・対立が見えてくる<sup>(24)</sup>。前者は主に国家バイアスのアプローチに、後者は市民社会バイアスのアプローチに見られる。国家バイアスのアプローチは、民主主義をその内容よりはむしろ狭く形式的手続きに限る観点の故にミクロ的アプローチと、市民社会バイアスのアプローチは、広くその自由・平等・人權等の価値的観点を重視するが故にマクロ的アプローチとも云われる<sup>(25)</sup>。この二つの対立するアプローチに関して、D. ヘルドによれば、「古代ギリシャの理論家たちは自らの營為を記述的かつ規範的なものと見なし、倫理、政治、人間活動の諸条件の統一的教義を提示しようと試みた場合が多いのに対し、ホッブズからシユムペーターに至る『近代の』理論家たちの多くは自らの營為を本質的に『科学的』作業であると主張し、非規範的なものであることを自認していた<sup>(26)</sup>」とされる。そのシユムペーターについて、サミュエル・ハンチントンはいま次のように称揚している。「シユムペーターは、彼の先駆的な著作である『資本主義、社会主義、民主主義』の中で、民主主義を『人民の意思』(源泉)と『共通善』(目的)という点から定義する理論を『民主主義の古典的理論』と名付け、この理論の欠陥を明確に説明している。……第二次世界大戦後しばらくの間、源泉ないし目的によって民主主義を定義しようとする古典的な論者と、シユムペーター流の手続き的な民主主義概

# 「国家と市民社会の現代理論」(2)

柴田 高好

## 目次

序節 アプローチの方法

第一節 国家バイアスのアプローチ

第一項 国家の第一次性

第二項 国家と暴力(第二四五号)

第三項 国家と民主主義(シムムペーターの民主主義論)

民主主義と愚民観 民主主義の市民社会バイアスのアプ

ローチ(本号)

第二節 市民社会バイアスのアプローチ

第三節 国家と市民社会の弁証法のアプローチ

第一節 国家バイアスのアプローチ

第三項 国家と民主主義

シムムペーターの民主主義論 先に国家における、暴力と謀略と

の独裁的一方交通面に対する感情的と理性的との民主的相互交通

面、この両面の対立と依存の關係に触れた。云うまでもなく共に重

要なのだが、しかし更によく見れば、暴力と謀略面の方が国家バイアスのアプローチにとってはより本質的であり、就中暴力の最高組織体たる軍と国家・政府との三位一体的不可分性については第二項の始めで述べた。では民主主義面に関しては国家はどうであろうか。いかな国家バイアス論者といえども、近代国家において市民社会を全く認めないわけにはいかない。若し認めないのなら、自らの存在条件そのものの否定、つまるところ国家としての己れ自身の否定ということにならざるを得ないからだ。そして後にも見るように、近代民主主義の根底にはこの市民社会の展開が厳存する<sup>(12)</sup>。従って民主主義もまた近代国家にとって極めて重要な要素なのである。だがということは、国家バイアスのアプローチにとって、国家と民主主義の關係も、国家と暴力と同じ程度において不可分の一体性の關係と云えるのであろうか。否である。早い話、それは、ファッシズム、ナチズム、スターリニズム等の非民主主義的、反民主主義的、全体主義的独裁国家を想定すればすぐ解るであらう。これを図式化すれば、国家V民主主義となる。つまり、国家バイアスのアプローチにとって、民主主義は暴力ほどには近しくもなく親しくもないの